

2020年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 温室効果ガス削減に向けた最大限の取り組みを求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 生活保護制度におけるケースワーク業務の民間委託を可能にする閣議決定の撤回と、ケースワーカーの専門性の強化並びに増員への財政措置を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 消費税率を5%に戻すことを求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 全世代型社会保障検討会議の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) カジノ汚職の徹底解明及びカジノ解禁の中止を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 辺野古新基地建設の即時中止を求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の対策を求める意見書

温室効果ガス削減に向けた最大限の取り組みを求める意見書（案）

【共産党提案】

地球温暖化による影響については、2019年9月に、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、温暖化がこのまま進むと今世紀末までに海面が最大で1.1m上昇し、世界全体の漁獲量が1986年から2005年と比較して最大24.1%減少すると予測しているところであり、グテーレス国連事務総長が気候危機と表現するほど事態は切迫している。

この危機を脱するためには、産業革命以前の平均気温上昇を1.5℃以内に抑制するパリ協定の目標の実現に取り組んでいかなければならず、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしなければならない。そして、その達成にはこれからの数年間の取り組みが重要であるとされている。

我が国においても温暖化の影響は深刻であり、近年、記録的な猛暑や頻発する台風・豪雨により重大な被害が発生し、国民の生命を脅かすとともに社会経済活動や住民生活に打撃をもたらしている。また、世界規模での干ばつは、当事国だけでなく、国民の食料の大部分を輸入に依存する我が国にとっても深刻な問題となっており、国際社会への責任という点でも、国民の生命を守るためにも、地球環境の異変に対する対応は待ったなしである。

しかしながら、現在の我が国の取り組みは不十分であり、2019年12月に行われた国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）においては、日本の石炭政策が強く批判されたところである。今こそ、政府は、温室効果ガス削減目標を引き上げ、化石燃料に頼るエネルギー政策から自然エネルギー政策に切り替えるべきであり、さらには、人為的な温室効果ガスの排出ゼロを目指し、産業界の姿勢と国民の生活スタイルの転換を促すためのイニシアチブを発揮しなければならない。

よって、国及び政府においては、温室効果ガスを削減するための緊急かつ最大限の取り組みを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

生活保護制度におけるケースワーク業務の民間委託を可能にする閣議決定の撤回 と、ケースワーカーの専門性の強化並びに増員への財政措置を求める意見書（案）

【共産党提案】

2019年12月23日に閣議決定された令和元年の地方からの提案等に関する対応方針において、政府は、生活保護のケースワーク業務に関し、現行制度で外部委託が可能な業務については、令和2年度中に整理した上で必要な措置を講じ、法改正を要する業務についても、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得ることを明記した。

福祉行政の現場では、かねてより業務の外部委託化・職員の非正規化が進められてきたが、人間の生死を左右しかねず、また個人の情報を預かるデリケートな業務である生活保護のケースワークは、制度発足以来、権限と責任、専門性のある公務員が行うこととされてきた。今回の閣議決定は、憲法に明記された生存権を保障する生活保護行政の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

そもそも生活保護のケースワーク業務は、生活保護の実施の一部であり、その部分だけ切り離すことは困難である。ケースワーク対象者の状況は多様で、支援の方法や医療に関わる課題などは一人ひとり異なる。そのため、現在、福祉事務所では、ケースワーカーが関連する担当部局の職員と連携・協力しながら業務を行っているところであるが、外部委託はそうした連携・協力関係をも断ち切ることになりかねない。さらにはプライバシー保護についても懸念される。

また、業務委託は、受託事業者内で業務が完結しなければならない。行政職員が委託した業務を行う従事者に対して直接指示・命令を出せばいわゆる偽装請負となる。相談者への対応や電話対応などで窓口が混雑しても、委託業務に従事する労働者がトラブルの対応などに困難を抱えていても、近くにいる行政職員がアドバイスや直接的な支援はできないといういびつな状況が生まれる可能性が高い。

このように、ケースワーク業務の外部委託は、専門性、継続性、プライバシー保護のいずれにも問題がある上に機能の低下も予想されるところであり、それはすなわち国民の生存権が保障できないということにつながる。今回の閣議決定の根拠とされている地方からの提案でも、今後も生活保護世帯が増加しケースワーカーの負担の増大が見込まれる中、ケースワーカーの増員は厳しい状況にあることが挙げられており、むしろ、正規職員の増員とケースワーカーの専門性を強化することこそが必要であり、そのための費用は、国が責任を持って措置すべきである。

よって、国及び政府においては、生活保護のケースワーク業務の民間委託を可能とする閣議決定を撤回し、ケースワーカーの専門性の強化並びに増員のための財政措置を実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税率を5%に戻すことを求める意見書（案）

【共産党提案】

内閣府が2020年2月17日に発表した昨年10～12月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価上昇分を差し引いた実質成長率が前期（7～9月期）に比べ1.6%低下した。年率に換算すると6.3%ものマイナスで、事前の民間事業者の予測を上回る落ち込みとなっている。

また、政府や民間事業者が発表した経済指標を見ても、家計消費支出は、2019年12月の前年同月比で4.8%もの大幅下落、勤労者の実質賃金も0.9%のマイナス、内閣府の景気動向指数も5カ月連続で悪化という結果となっている。

2019年の全国270社のスーパーの売り上げは前年比マイナスとなっており、民間信用調査機関の東京商工リサーチがまとめた企業の倒産統計（負債額1,000万円以上）では、年間倒産件数が11年ぶりに前年を上回った。いずれも、消費税率の10%への引き上げの影響が家計と経済を直撃していることは明らかであり、日本経済が新たな消費不況に突入したことを示している。

さらに、数値には表れにくい地域の商店街等の零細事業者の廃業や倒産も目立っている。増税による売り上げ減に加え、値下げ販売等ができる体力のある大手の店舗やキャッシュレス決済でのポイント還元制度に参加できる店などに客を奪われるとともに、複数税率の導入によって事務負担が増えるなど、三重苦、四重苦を押しつけられているためである。

政府は経済対策のためとして、2020年1月末に4.3兆円もの追加補正予算案を成立させたが、その内容は国民や中小業者の痛みには目を向けられていないものである。また、その規模は消費税10%への増税分と変わらず、増税で景気を悪化させてはそのたびに経済対策を組むという悪循環に陥っていることが示されている。

日本経済を再生させるには、日本の全企業のうち99.7%を占め、雇用者数も約7割に上る中小零細事業者の経営を圧迫し、国内総生産の約6割を占める個人消費を冷え込ませる消費税を直ちに減税し、消費マインドを向上させることが不可欠である。

よって、国及び政府においては、直ちに消費税率を5%に戻すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全世代型社会保障検討会議の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を 求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、2019年12月にまとめた全世代型社会保障検討会議の中間報告で、75歳以上の高齢者医療について一定所得以上の人は窓口負担割合を2割にすると打ち出し、2022年度までに実施できるようにしている。「負担能力に応じた負担を」と言いながら大企業や富裕層に応分の負担を求めることはせず、

75歳以上の国民だけに負担増を求めるのは、矛盾した議論と言わざるを得ない。また、今回の社会保障制度改革の最大の特徴は、雇用改革を組み入れている点である。生涯現役社会と称し、高齢になっても可能な限り働き続けることを求め、年金制度などをそれに合わせて変えていこうとしている。さらに、雇用の選択肢を広げていくとしているが、労働者が長時間労働に追い込まれる兼業・副業の推進を図ることも記述されている。加えて、全世代型社会保障検討会議では「2022年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となることから、現役世代の負担が大きく上昇する」と世代間対立をあおるような主張が繰り返されており、2020年夏の最終報告に向け、年金・医療・介護など社会保障全般において負担増、給付削減が検討されている。

しかし、今政府がやるべきは、国民に負担を押しつけるのではなく、税のあり方を見直し財源を確保すること、憲法第25条の精神に立ち、安心して生活できる社会保障に切り替えることである。

よって、国及び政府においては、全世代型社会保障検討会議による中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

カジノ汚職の徹底説明及びカジノ解禁の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本へのカジノ事業の進出を狙った中国の企業に便宜を図り、その見返りに多額の賄賂を受け取ったとして、自由民主党所属だった秋元司衆議院議員が逮捕された。疑惑は同議員にとどまらず、この企業から自由民主党4人、日本維新の会1人の計5人の衆議院議員にそれぞれ100万円が渡っていたことも明らかになっている。この5人はいずれも国際観光産業振興議員連盟（カジノ議連）の幹部や構成メンバーである。日本にカジノ市場を立ち上げ、そこに参入するためなら賄賂でも使うという海外カジノ企業とこれに応えた政治家との癒着の徹底説明が急務である。

秋元議員は、カジノ議連副幹事長として特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）の提出を先導し、同法案が衆議院内閣委員会でわずか6時間の審議で強行採決されたときには同委員長としてこれを取り仕切り、2017年8月からは観光政策を扱うIR担当の国土交通副大臣と内閣府副大臣を兼務し、2018年4月の「IR実施法案」の閣議決定によるカジノの制度設計に強い影響力を持つ立場であった。

このIR推進法は、自由民主党、公明党、日本維新の会により強行に成立されたが、今日でも国民の6割から7割がカジノ反対という世論は全く揺らいでいない。

カジノは、賭博だけでなく、マネーロンダリングや贈収賄の舞台となることも多い犯罪の温床である。日本社会にもたらす大きな害悪を置き去りに、カジノを成長戦略の目玉と言って推進する安倍晋三首相の責任は重大で、秋元議員を副大臣に任命した責任も問われる。

今回の汚職は、日本をマカオに次ぐ世界第二のカジノ市場に仕立てようという海外カジノ企業の動きと結びついたもので、その背景の利権構造を洗いざらい明らかにするとともに、カジノ解禁は白紙撤回すべきである。

よって、国及び政府においては、カジノ汚職の徹底説明、カジノ解禁の中止を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

辺野古新基地建設の即時中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

沖縄県名護市辺野古沿岸部に米軍新基地を建設するための地盤改良工事をめぐり、地盤強度データが隠されていたことが明らかになった。海面下 90mまで軟弱地盤が続く埋立予定海域内の地点について、防衛省がこれまで行ってないとしてきた地盤強度の試験を実際には行っていたというもので、その結果も今までの説明とは大きく異なるものであった。

防衛省はこれまで、コンクリート製の大型護岸が設置される B27 地点の海面下 70～90mの部分は軟弱地盤の中では非常に固い粘土層に分類されるとして水深約 70mの地盤改良工事を行えば十分に安定的な施工が可能であるとし、その一方で、非常に固い粘土層との判断は、B27 地点から 150m、300m、750m離れた 3 地点から得られた土を使った室内試験の結果によるもので、B27 そのものの強度の検査は行ってないと説明してきた。

その説明も、3 地点と B27 地点とは距離があることから、地盤強度を推定するのはもともと無理があったものであるが、実際には、防衛省の委託業者が B

27 地点から採取した土で地盤の強度を調べる試験を行っており、しかも試験結果では、海面下 70 mよりも深い層で同省が示してきた地盤強度の 3 分の 1 程度しかない場所があった。これは、地盤強度の 6 段階中 2 番目の軟らかさとされ、安定的な施工が可能とする根拠は成り立たなくなる。さらに、軟弱地盤が海面下 90mにも達する地点もあり、埋め立てには大規模な軟弱地盤の改良工事が不可欠となる。ところが、日本国内には、海面下 70mまでの地盤改良工事に対応できる作業船しかなく、70mを超える改良工事はできない。

こうした試験結果は、防衛省が 2019 年 3 月に国会に提出した土質調査報告書の巻末資料の中に英文で掲載されていたもので、同省が大浦湾の地盤改良工事のために設置した有識者による技術検討会にも示されておらず、議論の前提が崩れる内容である。不都合なデータを隠蔽し工事を進めれば、工期や費用が膨れ上がるばかりでなく、新たな影響も予想される。

辺野古への基地建設については、それを望まない沖縄県民の民意が一貫して示されており、沖縄県もその声に支えられ、工事に必要な許可を出すことを拒否し続けており、自然環境の破壊も深刻で、あらゆる面で基地建設は行き詰まっている。

よって、国及び政府においては、辺野古新基地建設を速やかに中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 (案)

【新和、公明提案】

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし、最近では就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が2019年3月に公表されたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えたところである。

中高年のひきこもりに関しては、その期間の長期化や高齢化により、高齢者となった親とともに社会的に孤立し、経済的にも困窮してしまうなど、より深刻化するケースも少なくない。政府としては、これまで都道府県・政令指定都市へのひきこもり地域支援センターの設置やひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国及び政府においては、中高年のひきこもりは、本人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係を築く対本人型のアウトリーチ支援を行う制度を構築すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
2. 中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実を図るため、市区町村によるひきこもりサポート事業のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすい居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
3. 高齢の親が中高年の子を支えるいわゆる8050問題など世帯の複合的な課題やライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の対策を求める意見書（案）

【全会派共同提案】

新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症については、令和2年3月11日に世界保健機関（WHO）が「パンデミック」と表明するなど、世界的に拡大している。日本国内においても、連日感染者が報告され国民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、今後の終息がまだ見通せていないのが現状である。

政府においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、緊急対策として第1弾、第2弾と矢継ぎ早に取り組むとともに、検疫・入国管理体制の強化など水際対策にも取り組まれている。しかし、国民の健康不安及び感染拡大防止対策による経済的な不安は払拭されておらず、国と地方公共団体が一体となって、状況に応じた対策を迅速に講じていく必要がある。

よって、国及び政府においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の暮らしと健康、地域経済を守るため、下記の事項に取り組まれるよう強く求める。

記

1. 国民が冷静に行動できるよう、感染予防方法の周知徹底を図るとともに、個人情報に配慮しながら正確な情報提供を迅速に行っていくこと。
2. 国民が安心して生活していけるよう、治療薬及びワクチンの早期開発を進めること。
3. 医療機関や国民が必要とするマスク、消毒用アルコール、防護服等の衛生資材の安定的な供給体制を整えること。
4. 医療機関などで人工呼吸器等の使用に係る医療行為が適切に行えるよう体制を強化すること。
5. 国民の生活と経済活動への支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。